

令和元年度 第9回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和元年12月10日（火）午後3時00分
2. 場 所：阿見町役場 3階 305会議室
3. 出席委員：農業委員 9名
農地利用最適化推進委員 10名
1番 藤 平 清 子 君
2番 小 泉 治 久 君
3番 柳 生 利 幸 君
4番 浅 野 敬 司 君
5番 吉 田 和 嗣 君
6番 島 田 辰 男 君
7番 長 谷 川 義 洋 君
8番 横 張 清 彦 君
10番 山 崎 久 司 君
1番 渡 邊 通 君
2番 吉 田 一 男 君
3番 山 崎 明 君
4番 小 見 川 清 君
5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 福 岡 み つ 子 君
7番 諏 訪 原 早 苗 君
8番 野 口 裕 司 君
9番 栗 山 繁 君
10番 大 塚 康 夫 君
4. 欠席委員：農業委員9番 青山和泉 君
5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名
第2
議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について
議案第6号 農地改良協議に対する決定について
報告第1号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について
報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
その他
6. 農業委員会事務局
農業委員会事務局長 吉田 恭久 君
農業委員会事務局 久保田義和 君
農業委員会事務局 関山 学 君
7. 会議の概要
午後3時00分 開会
事務局は、定刻に達したので開会を宣する。
阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、1番藤平清子委員・2番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

整理番号5番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。
事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日11月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が0.5aです。譲受人の理由としては、譲渡人の要望による為でございます。譲渡人の理由としては、耕作に不便な為でございます。隣地を耕作する譲受人に所有権移転の贈与、無償での契約となります。

整理番号2番、申請日11月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が9aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡人の理由としては、農業経営規模縮小の為でございます。譲受人は隣地も耕作しており、効率化も計れると思われます。

整理番号3番、4番は、現地調査の際、いずれの農地も篠などが生い茂り、境界が確認できませんでした。よって、取下げとなりました。

整理番号5番、申請日11月25日、申請地阿見町大字阿見、地目は畑、1筆、阿見町大字若栗、地目は畑、1筆、面積合計が45aです。譲受人の理由としては、農業経営規模拡大の為でございます。譲渡の理由としては、農地中間管理機構の特例事業によるものです。資料12ページ、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、に記載されている、農林振興公社が買受した農地です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番5番を2番小泉治久委員お願いいたします。

2番： 整理番号1番、2番及び5番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数であり、保有農機具、労働力等、条件を満たしていると認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員8番横張清彦委員 入室)

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日11月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が14aです。転用理由は、太陽光発電設備設置のためです。転用計画は、太陽光発電設備です。工事期間は令和2年1月10日から令和2年2月20日までです。契約内容は所有権移転（売買）です。農業振興地域外、農地の広がり10ha未満の第2種農地になります。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を4番浅野敬司委員、お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、現在、休耕中の農地であり、適正に管理されておりました。また、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）
整理番号1番、申請日11月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇目は畑、2筆、面積合計は20a、用途は登記申請（地目変更）の為で、現況写真（非農地）国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。農業振興地域外、農地の広がり10haを超える第1種農地になります。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を2番小泉治久委員、お願いいたします。

2番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。現地は原野化しており、境界も問題なく、航空写真からも、原野化の状態が続いていると判断できますので、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。木も生えており、抜根等、耕作するのは、難しいと思われれます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

＜議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について＞

議長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

整理番号5番が農地利用最適化推進委員4番小見川清委員に、整理番号6番が農地利用最適化推進委員3番山崎明委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇目は畑1筆、面積が22a、利用権の内容は普通畑、地目は田1筆、面積が12a、利用権の内容は水稻、権利は賃貸借の利用権でございます。10年の新規設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇地目は畑で、2筆、面積合計が18a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が40a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が7a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が133aの内50a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が81a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5年の再設定です。

整理番号7番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1筆、面積が19a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、10年の再設定です。

整理番号8番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑7筆、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積合計が150a、権利は、農業者年金の経営移譲年金の使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の新規設定です。当初、農地法第3条で10年の設定をしていました。今回、申請の簡素化で利用権の申請となりました。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が13a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の新規設定です。

整理番号1番から5番、委員の新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農地利用最適化推進委員4番小見川清委員、農地利用最適化推進委員3番山崎明委員入室)

＜議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について＞

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

農地中間管理事業の推進に関する法律の改正があり、契約が簡素化されました。以前、議案が農業経営基盤強化促進法と機構法、ふたつにわかれていましたが、今回より、農用地利用集積計画と農用地利用配分計画を一緒にしています。

整理番号1番から77番、〇〇地区（地域集積）貸し手34名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手15名、整理番号78番から81番、個別、貸し手2名、借り手、茨城県農林振興公社、担い手2名です。地目は田、81筆、面積合計1,433aです。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第6号 農地改良協議に対する決定について>

事務局： 続いて、議案第6号 農地改良協議に対する決定については、取下げとなりました。

<報告事項>

議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事務局： 報告事項

- 1、農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について
- 2、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 3、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
- 4、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和元年12月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局： 報告第1号農地法第3条の規定による農地中間管理機構の農地売買等事業の届出に対する決定について、案件は2件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第2号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第3号農地法第5条の規定による市街化区域内的の農地転用届出に対する決定について、案件は9件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

事務局： 続きまして、報告第4号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は7件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第4号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○ 1月14日（木）～15日（金）むつみ会旅行

○ 1月15日（金）農地の集積・集約化推進大会〔小美玉市〕

○ 1月28日（木）全国会長集会〔港区〕

② 今後の予定

○ 1月20日（火）サンクラブ意見交換会

○ 1月19日（木）関東ブロック女性農業委員等研修会〔笛吹市〕

○ 1月10日（金）賀詞交換会

○ 1月14日（火）～15日（水）郡協：会長・局長現地視察及び会議〔銚子市〕

○ 1月21日（火）県農：会長研修会〔水戸市〕

○ 2月14日（金）郡協：全委員研修会〔本郷ふれあいセンター〕

○ 2月14日（金）いばらき農業委員会女性協議会現地研修会〔常陸大宮市〕

③ 現地調査及び総会の予定

○ 1月現地調査 1月 9日（木）当番農委 3番柳生利幸委員

当番農委 4番浅野敬司委員

○ 1月定例総会 1月10日（金）午後3時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 4時30分 閉会

議 長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印